中山道中津川宿「六斎市」出店規約

本規約は、中山道中津川宿「六斎市」実行委員会（以下「主催者」という）が主催する中山道中津川宿「六斎市」（以下「六斎市」という）への出店に関する一切の事項を定めるものです。出店者は、本規約および「確約書及び同意書」の内容を十分に理解し、これを遵守しなければなりません。

第１条（出店資格および販売品目の制限）

1.「事業規模」として営業を行っている事業者である場合は、各地の商工会議所または商工会の会員（中津川商工会議所、中津川北商工会、またはその他地元の商工会議所・商工会）であることを出店条件とします。

2. 販売品目は、市内で製造・収穫されたものなど、六斎市が掲げる「地産地消」のテーマに合致したもの、または主催者が認めたものに限ります。

3. 出店申込は、原則として 1 出店者につき「最大 2 区画」までとします。

4. 飲食物を取り扱う場合は食品衛生法に基づく保健所の許可、中古品を取り扱う場合は古物営業法に基づく古物商の許可を取得している者に限ります。出店申込時には、これら該当する許可証のコピーを必ず提出しなければなりません。

5. 特定の宗教、思想、政党を支持・支援する目的、または公序良俗に反する目的での出店は一切認められません。

6. 新規出店の申込は、出店希望月の一か月前の 25 日までにお申し込みください。

第２条（出店料および費用の負担）

1. 出店者は、主催者が定める以下の出店料（区画料）を支払わなければなりません。
 ・1 区画：2,000 円(税込)（1 区画 縦 3m×横 3m）
 ・2 区画：4,000 円(税込)

3. いかなる理由があっても、既納の出店料は原則として返金いたしません。

2. 出店に必要な電気、水、火気設備、什器、テント等は、すべて出店者自身の責任と費用において用意・持参するものとします。また、原則として主催者からの提供・貸出は行いません。

第３条（安全管理および火気の使用）

1. 営業にあたり火気（プロパンガス、炭、その他燃焼器具）を使用する場合は、消防法および関係法令に則り、出店者自身で必ず消火器等の適切な消火設備を用意し、安全が確保できる状態に配置しなければなりません。

2. 火気使用に伴う事故、火災、その他トラブルが発生した場合、すべての責任は出店者が負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。

第４条（出店位置の決定および一任）

1. 出店位置および配置計画については、全体のバランス、安全管理、道路交通法上の制限などを考慮し、主催者（事務局）がすべてを決定します。

2. 出店者は、決定された出店位置について、主催者に対して一切の変更要求、異議申し立て、または損害賠償の請求等を行うことはできません。

第 5 条（開催時間および交通規制の厳守）

1. 出店者は、開催月およびイベントに応じた以下の開催時間ならびに交通規制時間を厳格に遵守しなければなりません。※変更になる場合はご連絡させていただきます。

区分	対象月・イベント	開催(イベント)時間	交通規制時間
通常月	4 月、6 月、7 月、10 月、12 月、2 月、3 月	9:30 ～ 14:30	9:00 ～ 15:00
時短開催月	8 月、9 月	9:30 ～ 13:00	9:00 ～ 13:30
中山道まつり併催	5 月（春）、11 月（秋）	9:30 ～ 15:30	9:00 ～ 16:00

2. 【交通規制の徹底事項】 歩行者の安全確保および円滑なイベント運営のため、以下の車両規制を徹底してください。

①車両の進入時間と移動
搬入作業は必ず交通規制が始まる 9:00 までに完全に完了させ、駐車場等へ車両を移動させてください。なお、車両を駐車する際は、必ず外から見える位置に「駐車許可証」を掲示しておいてください。やむを得ず移動が 9:30 までに遅れる場合は、必ず主催者へ連絡の上、最徐行で進入・移動してください。

②イベント時間中の全面禁止と途中撤収時の配慮
イベント時間中（開催時間中）は、いかなる理由があっても会場内への一切の車両の進入および通行を禁止します。出店者がイベント時間内に撤収（途中撤収）する場合は、通行止め範囲外に予め車両を置いておくなど、通行止め範囲内での車両移動・通行を一切行わないようあらかじめ配慮してください。

③終了後の車両搬入
開催時間終了後（通常月は 14:30～、時短月は 13:00～、中山道まつり併催時は 15:30～）は、片付け作業のための車両搬入が可能となります。

④ 出店者による安全確保
片付け車両を会場内へ搬入する際は、人身事故等のトラブルを防止するため、出店者自身で周囲の状況をしっかりと確認してください。安全であることを確認の上、車は時速 10km 以下の最徐行で進入し、交通事故を起こさないよう最善の配慮を尽くすことを厳守してください。

⑤混雑時の車両移動禁止
開催時間終了後であっても、会場内に多数の来場者が残り混雑している場合は、安全確保のために車両の移動および会場外への搬出を絶対に行わないでください。必ず混雑が解消し、歩行者の安全が完全に確保されてから車両を動かしてください。

第 6 条（現場での指示遵守および禁止事項）

1. 出店者は、開催期間中、主催者および警察・消防等行事関係者の指示に速やかに従わなければなりません。

2. 営業中、来場者や他の出店者に迷惑をかける以下の行為を一切禁止します。
 ① 粗暴、卑猥な言動、または強引な客引き行為
 ② 半裸体、入れ墨（タトゥー）を露出させる等の粗野・不適切な服装や態度
 ③ 許可された出店区画を逸脱した営業、および名義貸しや転貸行為
 ④ 主催者の許可のない車両の乗り入れ、または指定時間外の搬入・搬出行為

第 7 条（反社会的な勢力の排除）

1. 出店者（従業員および関係者を含む）は、暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる反社会的な勢力に該当しないこと、またそれらと社会的に非難されるべき関係を有していないことを確約しなければなりません。

2. 暴力団等に対して、みかじめ料やショバ代など名目を問わず金品を渡す行為、またはこれらを従業員として雇用する行為を一切禁止します。

第 8 条（出店の取消および損害賠償）

1. 出店者が本規約または確約書に違反した場合、あるいは主催者からの指示に従わない場合、主催者は予告なく直ちに出店許可を取り消し、営業を停止させることができます。

2. 前項の規定により出店が取り消されたことで出店者に損害が生じた場合、主催者はその損害を一切賠償しません。また、出店者の違反行為により主催者または第三者に損害を与えた場合は、出店者がその損害を全額賠償するものとします。

第 9 条（カスタマーハラスメントへの対応）

出店者および関係者は、来場者や他の出店者、主催者等に対してカスタマーハラスメント（著しい迷惑行為や不当な要求等）を行ってはならない。また、カスタマーハラスメントに該当する行為への対応および判断基準については、商工会議所が定めるカスタマーハラスメントに対する基本方針（ガイドライン）を準用するものとする。

付則：この規則は、令和８年１０月６日から施行する。